神ト協発第１８９号
令和８年１１月１６日

会員各位

一般社団法人神奈川県トラック協会
会長　東海林憲彦

交通死亡事故防止に向けた安全運行の徹底について（緊急要請）

平素より、交通事故防止および輸送の安全確保にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、11 月 13 日から 14 日にかけ、神奈川県内において、貨物自動車が関係する交通死亡事故が複数発生しました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

今回の事故の詳しい原因等については、今後の捜査による解明を待つ必要がありますが、私たちトラック運送業界にとって、決して他人事として看過できるものではありません。私たちは、公共の道路を利用して事業を営む者として、何よりも人命を尊重し、安全を最優先とする社会的責任を負っています。

また、神奈川県内の交通事故死者数は、2025 年に全国ワースト 1 位となり、2026 年も厳しい状況が続いています。

こうした事態を重く受け止め、会員事業者の皆様には、経営者および運行管理者が先頭に立ち、今回の事故を自社にも起こり得る問題として緊張感をもって捉え、全運転者への緊急周知と安全運行の再点検を徹底していただくよう、強く要請いたします。

記

１．交差点における安全確認と歩行者保護

・交差点、横断歩道および見通しの悪い場所では十分に減速し、安全を確認すること。
・右左折時、発進時および後退時には、大型車特有の死角を意識し、目視とミラー等による安全確認を徹底すること。
・横断歩道では歩行者優先を徹底し、横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず一時停止すること。特に左折時は、歩行者や自転車の巻き込み防止に細心の注意を払うこと。

２．速度管理と基本運転動作

・法定速度・指定速度を厳守し、道路、交通および気象状況に応じた安全な速度で運行すること。
・十分な車間距離を確保し、無理な追越し、進路変更および急な運転操作を行わないこと。
・運転中の携帯電話・スマートフォン等の操作や画面注視を絶対に行わないこと。

３．事故発生時の救護・通報義務

・万一、交通事故が発生した場合は、直ちに車両を停止し、負傷者の救護、危険防止措置および警察への通報を確実に行うこと。
・事故の大小や自身の認識にかかわらず、接触や衝突が疑われる音、振動、その他の異常を感じた場合には、事故の有無を自己判断せず、安全な場所に停止して状況を確認すること。
・事故発生時の初動対応と救護・通報義務について、全運転者に改めて教育すること。

４．点呼・健康管理

・点呼時には、健康状態、睡眠不足、疲労および酒気帯びの有無を確実に確認すること。
・眠気や体調不良を感じた場合には、無理に運転を継続せず、安全な場所に停止して休憩し、運行管理者に報告すること。
・乗務前後のアルコールチェックを確実に実施・記録し、酒気帯びが確認された運転者を乗務させないこと。

５．経営者・運行管理者による安全管理

・無理のない運行計画と時間に余裕を持った配車を徹底し、運転者に過度な負担や焦りを生じさせないこと。
・日常点検・定期点検を確実に実施し、車両の安全性を確保すること。
・ドライブレコーダー映像や事故・ヒヤリハット事例を活用し、実効性のある安全教育を行うこと。
・速やかに安全ミーティング等を実施し、本要請の内容を全運転者に直接周知するとともに、基本動作の再確認を行うこと。

以上

交通安全は、私たちトラック運送業界にとって、すべての事業活動に優先する最重要課題です。「事故を起こさない、起こさせない」という決意を、単なる掛け声で終わらせてはなりません。

安全は、運転者一人の注意だけで確保できるものではありません。経営者が安全を最優先する姿勢を示し、運行管理者が確実に管理し、運転者が基本動作を実践する。その積み重ねが、尊い命を守ることにつながります。会員事業者の皆様には、今一度、安全運行の原点に立ち返り、経営トップから現場の運転者まで一丸となって、事故防止に向けた具体的な行動を徹底していただきますよう、重ねて強く要請いたします。